



(号外)

独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（経済産業一五三）

〔官庁報告〕

財 政

平成十六年度の地方財政についての意見（総務省）

〔公 告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等

独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、公認会計士等の登録及び登録抹消関係

地方公共団体
違法駐車車両保管、行旅死亡人、車両保管公示関係

会社その他
会社決算公告

二〇三

二〇一

四

三

一

省

令

○経済産業省令第百五十三号

特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年十二月十一日

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）の一部を改正する。

第五条を次のように改める。

（代理権の証明）

第五条 法定代理権若しくは次に掲げる手続をする者の代理人の代理権又は代表者である旨は、書面をもつてこれを証明しなければならない。

一 第三十六条第一項に規定する国際出願の取下げ、条約第四条(1)(ii)の規定による締約国（以下「指定国」という。）の指定の取下げ又は国際出願についての優先権の主張の取下げ
二 國際予備審査を請求する者が国際予備審査請求書においてする代理人又は代表者の選任の届出

2 手続をした者が第六条第二項の規定による代理人若しくは代表者の選任の届出又は第六条の二第一項の規定による復代理人の選任の届出をする場合は、その代理人若しくは復代理人の代理権又は代表者である旨は、書面をもつて証明しなければならない。

3 特許庁長官は、代理人又は第六条第一項に規定する代表者がした前二項に掲げる手続以外の手続について必要があると認めるときは、代理権又は代表者である旨を証明する書面の提出を命ずることができる。

第十二条を削り、第十二条の二を第十二条とする。

第十四条第三項中「第十六条」を「第十六条第一項」に改める。

第十四条の二を削る。

第十五条中「第三条第二項第六号」を「第三条第一項第四号」に改め、同条第一号中「あて名」の下に「（出願人が一人以上ある場合にあつては、日本国民等である出願人のうち少なくとも一人のあて名）」を加え、同条第五号中「発明者証、実用証、実用新案」を削り、規則¹⁴に規定する継続出願若しくは一部継続出願として取り扱わることを求める場合にはその旨並びにその国際出願が条約第四十三条に規定する追加特許、追加発明者証若しくは追加実用証を受けようとする出願又は規則¹⁴に規定する継続出願若しくは一部継続出願として取り扱わることを求める場合には「規則¹¹(a)(iv)に規定する継続出願若しくは一部継続出願として取り扱わることを求める場合はその旨並びに」に改め、同条第六号を削り、同条第七号を同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とする。

第十六条に次の二項を加える。

2 前項の書面にする出願人の押印又は署名は、第二条第三項の規定にかかわらず、出願人が二人以上ある場合にあつては、出願人のうち少なくとも一人の押印又は署名とする。

第二十一条第一項中「優先日」とあるのは「条約第一條妙に規定する優先日（以下「優先日」という。）に改め、同条第四項中「及び指定国の国名」を削る。

経済産業大臣 中川 昭一